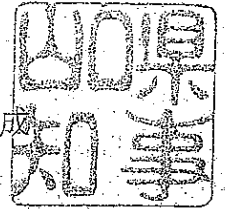


平17環境政策第 1159 号
平成17年(2005年)12月28日

経済産業大臣

二階俊博様

山口県知事 二井 関 成



東ソー南陽事業所第2発電所第6号発電設備建設計画に係る
環境影響評価準備書について

平成17年7月20日に東ソー株式会社から提出された標記準備書について、環境影響評価法第20条第1項及び電気事業法第46条の13の規定に基づき、環境の保全の見地から下記のとおり意見を述べますので、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づく事業者に対する勧告に当たっては、本意見の内容が十分に勘案されるようお願いいたします。

なお、本準備書に対する周南市長の意見は別添のとおりです。

記

1 温室効果ガス

- (1) 事業所全体の二酸化炭素排出削減の観点から、本事業が本年4月に国が策定した「京都議定書目標達成計画」に掲げられた業界単位で定める「自主行動計画の着実な実施」に整合するものであることを明らかにするとともに、当該自主行動計画について着実に実施するよう努めること。
- (2) 燃料の石炭の使用に当たっては、可能な限り二酸化炭素排出量の少ない石炭種の使用に努めること。
- (3) 木質バイオマスと石炭との混焼については、早期稼働に向けて継続的に検討すること。
- (4) 発電設備の蒸気条件等について他の火力発電所のそれと比較検討し、発電端効率の向上に向けて実行可能なより良い技術を取入れるよう努めること。

2 大気環境

(1) 大気質

- ア 本発電所から窒素酸化物、ばいじん等に係る大気汚染物質が多量に排出されることから、ばい煙処理設備について実行可能なより良い技術の採用に努めるとともに、可能な限り事業所全体における大気汚染物質の削減に努めること。
- イ 使用燃料の石炭について、可能な限りばい煙(重金属を含む。)の発生の少な

い高品質のものの使用に努めること。

(2) 騒音、振動

計画地周辺の道路においては、道路交通騒音に係る環境基準が達成されていない地域もあることから、工事用資材等の搬出入は、可能な限り海上輸送にできるよう努めるとともに、陸上輸送する場合にあっても、輸送ルートを選定や工事用車両等の分散化に配慮すること。

3 水環境

海水取水設備を設置するための工事の実施に当たっては、施工方法に留意し、汚濁の拡散防止に努めること。

4 廃棄物等

工事中及び施設稼働後に発生する廃棄物については、可能な限り有効利用に努めるとともに、処分に当たっては、環境保全上支障を生じないように適正に処理すること。

5 環境監視

工事中及び施設稼働後の一定期間又は適切な時期に、環境影響評価準備書に記載された環境監視項目について監視し、その結果、環境保全上の支障を生じ、又はそのおそれを生じた場合には、速やかに関係機関と協議を行い、必要に応じて学識経験者等の指導、助言を得て適切な措置を講じること。

なお、環境監視結果及び必要に応じて講じた措置等については、関係行政機関に報告するとともに、公表すること。

6 その他

上記に係る検討結果、又は検討することとした内容については、必要に応じて評価書に記載すること。

周環第 1307 号

平成17年10月28日

山口県知事 二 井 関 成 様

周南市長 河 村 和 登



東ソー株式会社南陽事業所第2発電所第6発電設備の設置の
事業に係る環境影響評価準備書について（回答）

平成17年9月21日付け平17環境政策第800号で照会のありました標記については、
下記の意見を回答いたします。

記

1. 意 見
- ・『「山口県公害防止条例」に基づき、周南市は市内の企業と公害防止協定及び水質細目協定を締結している（準備書3.2-55頁、13行目）』とあるが、周南市は、「山口県公害防止条例」に基づいて協定を締結しているのではなく、公害を未然に防止し、住民が健康で快適な生活を営むことのできる良好な生活環境を保全するために、市と企業が自主的に締結しているものである。
 - ・『昭和49年から、5年毎に、周南市（旧新南陽市、旧徳山市）、下松市、光市及び防府市を対象とした「周南地域公害防止計画」を策定し、計画を進めている。現在、平成16～20年度の5年間を期間とする計画を策定中である（準備書3.2-60頁、下2行）』とあるが、平成16～20年度の5年間を期間とする計画は、平成17年3月に策定済みである。なお、本計画の対象地域は、周南市（全域）、下松市及び防府市に変更されている。

